

施策目標2-2 豊かな心の育成

●施策期間

目標達成年度：平成24年度（基準年度：平成20年度）

●主管課（課長名）

初等中等教育局教育課程課（平林 正吉）

●関係局課（課長名）

初等中等教育局児童生徒課（磯谷 桂介）

●施策の概要

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現する。

●評価

子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現するため、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育を推進し、また、学校における体験活動や人権教育を推進した他、児童生徒が勤労観・職業観を身につけるためのキャリア教育の充実を図った。

達成目標は全体的には想定どおり達成したと判断できる。

●達成目標

○達成目標 2-2-1 A（イA、ロA）

学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育を推進することにより、他人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など児童生徒の豊かな心をはぐくむ。この目標の達成度に関しては、以下の二つの指標によって判断することとする。

- ・判断基準2-2-1 イ：小・中学校の道徳の時間
- ・判断基準2-2-1 ロ：「道徳教育実践研究事業」の成果を、教育委員会が主催する協議会や研修等で活用した割合

判断基準イ	小・中学校の道徳の時間
	S＝ A＝想定どおり実施 B＝増加（ただし想定には満たない） C＝
判断基準ロ	「道徳教育推進事業」の成果を、教育委員会が主催する協議会や研修等で活用した割合
	S＝90%以上 A＝60～90%未満 B＝30～60%未満 C＝30%未満

判断基準イ：想定通り達成したものと判断

小・中学校における道徳の時間の年間実施時数については、平成19年度は平成14年度より実施時数が増加しており、標準授業時数の35時間以上となっていることから、想定どおり達成されたものと判断する。

判断基準ロ：想定通り達成したものと判断

平成21年度も「道徳教育実践研究事業推進校」の指定などを行う「道徳教育実践研究事業」を実施しており、

指定校の研究成果について教育委員会が協議会や研修等において普及を図っている割合が87%であり、想定どおり達成されたものと判断する。

(指標・参考指標)

		(9)	(14)	16	17	18	19	20	21
道徳の時間の年間実施時数	小	33.9	35.3	—	—	—	36.2	—	—
	中	31.0	33.6	—	—	—	35.0	—	—
「道徳教育実践研究事業」の成果を教育委員会が主催する協議会や研修等で活用した割合		—	—	—	—	—	79%	87%	87%

(指標に用いたデータ・資料等)

「道徳教育実践研究事業報告書」

(作成：教育委員会) (作成又は公表時期：毎年度8月) (基準時点又は対象期間：平成22年3月)

(所在：文部科学省)

(指標の設定根拠)

- ・児童生徒の豊かな心をはぐくむことを目標としており、そのためには学習指導要領を踏まえた道徳教育の推進が重要であるため、小・中学校における道徳の時間の年間実施時数を指標として設定した。
- ・学校教育を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむことを目標としているため、道徳教育実践研究事業推進校の取組の成果を、教育委員会が主催する協議会や研修等において普及を図った割合を指標として設定した。

平成20年3月に改訂した新しい小学校及び中学校の学習指導要領では、

- ・「人間としてしてはならないことをしない」、「主体的に社会の形成に参画」するなどの指導の重点化
 - ・児童生徒が感動を覚える教材の活用
 - ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実
- などの改善を図った。

「心のノート」は、新しい学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、新たに付け加えられた道徳の内容項目や各学年段階ごとの指導内容の重点化に対応した頁の増設、道徳の時間における児童生徒の活用を一層促すための記述欄の充実などの改善を図った。

「心のノート」は、平成21年度についても、小・中学生に配布した。この「心のノート」は、道徳の時間だけではなく、各教科の学習や特別活動など学校の教育活動の様々な場面において活用するとともに、子どもが自らページを開いて書き込んだり、家庭で話題にするなど、子どもの生活の様々な場面で活用することができるものである。このような「心のノート」の趣旨を生かした創意ある活用を通して、授業や生活に意欲的に取り組み、自ら道徳性をはぐくむことができるようにしている。

また、学校や教育委員会の創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究である「道徳教育実践研究事業」等を、都道府県教育委員会との連携、協力の下に実施し、自然体験活動やボランティア活動、職業体験活動などの体験活動を生かした道徳教育や医師や助産師などの地域人材の積極的活用等による特色ある道徳教育の取組が進められた。

○達成目標 2-2-2 A (イA、ロA)

児童生徒の豊かな人間性や社会性、人権尊重の意識を育むため、小学校における一週間程度の宿泊自然体験活動等をはじめとした学校における体験活動や、人権感覚を身に付ける教育を推進する。推進状況に関しては、以下の二つの指標によって判断することとする。

- ・判断基準2-2-2 イ：体験活動の実施日数
- ・判断基準2-2-2 ロ：人権教育総合推進地域、人権教育研究指定校の指定地域及び指定校の取組の成果のうち、教育委員会の研修や研究協議において普及を図った割合

判断基準イ	体験活動（ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動、自然に親しむ体験活動等）の実施日数
	S＝全学校種における体験活動の年間日数が10日間以上 A＝全学校種における体験活動の年間日数が7日間以上 B＝一部の学校種を除き、体験活動の年間日数が7日間以上 C＝全学校種における体験活動の年間日数が7日間未満

	人権教育総合推進地域、人権教育研究指定校の指定地域及び指定校の取組の成果のうち、教育委員会の研修や研究協議において普及を図った割合
--	---

判断基準口	S=90%以上 A=60~90%未満 B=30~60%未満 C=30%未満
-------	--

判断基準イ：想定どおり達成したものと判断

平成20年度において、全学校種において、年間7日間の体験活動の実施が達成されており、引き続きモデル事業の実施や事例集の作成、ブロック交流会の開催等を行っていることから、昨年度と同様あるいはそれ以上の成果が想定され、判断基準イについては、想定どおり達成されたものと判断した。（学校現場の負担軽減のための調査見直しにより、平成19年度に関する学校における体験活動の実施状況に関する調査は未実施。平成20年度の調査は、平成21年度中に実施した。）

判断基準ロ：想定通り達成したものと判断

平成20年度も「人権教育総合推進地域」や「人権教育研究指定校」の指定などを行う「人権教育開発事業」を実施しており、指定地域や指定校の研究成果について教育委員会が研修や研究協議会等において普及を図っている割合が78%であり、想定通り達成されたものと判断する。

(指標・参考指標)

	15	16	17	18	19	20	21
学校において体験活動を実施している平均日数(小学校)	8.4日	7.9日	-	8.2日	-	7.4日	-
学校において体験活動を実施している平均日数(中学校)	6.2日	6.0日	-	7.2日	-	7.1日	-
学校において体験活動を実施している平均日数(高等学校)	6.5日	8.1日	-	7.8日	-	11.5日	-
豊かな体験活動推進事業指定校数	805校	806校	929校	923校	1,171校	628校	-
人権教育総合推進地域、人権教育研究指定校の成果のうち、教育委員会が研修や協議会等で普及を図った割合	-	-	70%	68%	72%	78%	-

(指標に用いたデータ・資料等)

「学校における体験活動の実施状況について」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：隔年度8月)(基準時点又は対象期間：前年度)(所在：文部科学省)

(指標の設定根拠)

- ・教育振興基本計画において、一週間程度の自然体験・集団宿泊体験を実施することを目標としているため、全学校種における体験活動実施日数を指標として設定した。
- ・教育振興基本計画及び新学習指導要領において、人権教育の推進を目標としているため、人権教育総合推進地域、人権教育研究指定校の指定地域及び指定校の取組の成果(推進地域内にある幼稚園や福祉施設と児童生徒の交流活動により、社会の様々な立場の人たちの状況を学ぶ取組、児童生徒・保護者・地域住民が参加する人権に関する講演会やフォーラムを実施し、地域が抱える人権課題への理解と様々な世代の交流を図る取組、自己と他者を尊重する人間関係づくりを進めるため、児童同士が協力してグループ学習を進める取組など)を、教育委員会の研修や研究協議において普及を図った割合を指標として設定した。

○達成目標2-2-3 S(イS、ロS)

児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるようにするため、職場体験やインターンシップ(就業体験)の取組等を通じ、高等学校等におけるキャリア教育の充実を図る。この目標の達成度に関しては、以下の二つの指標によって判断することとする。

- ・判断基準2-2-3 イ：都道府県の全ての公立中学校における職場体験の実施率
- ・判断基準2-2-3 ロ：都道府県の全ての公立全日制高等学校におけるインターンシップの実施率

判断基準イ	都道府県の全ての公立中学校における職場体験の実施率
	S=95%~100% A=89%~95%未満 B=前年と同等 C=前年より減少

	都道府県の全ての公立全日制高等学校におけるインターンシップの実施率
--	-----------------------------------

判断基準口	S=60%以上 A=50%～60%未満 B=前年と同等 C=前年より減少
-------	---

判断基準イ：想定した以上に達成したものと判断

公立中学校における職場体験の実施状況は、96.5%であったため、想定した以上に達成したと判断。

判断基準ロ：想定した以上に達成したものと判断

公立全日制高等学校におけるインターンシップの実施状況は、71.7%であったため、想定した以上に達成したと判断。

(指標・参考指標)

	15	16	17	18	19	20	21
1. 職場体験の実施状況 (公立中学校)	88.7%	89.7%	91.9%	94.1%	95.8%	96.5%	94.5%
2. インターンシップの実施状況 (公立全日制高等学校)	52.2%	59.7%	63.7%	66.5%	68.1%	71.7%	72.6%

(指標に用いたデータ・資料等)

「平成20年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

(作成：国立教育政策研究所) (作成又は公表時期：毎年度8月) (基準時点又は対象期間：平成20年度)

(所在：国立教育政策研究所ホームページ (URL：<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/i-ship/h20i-ship.pdf>))

(指標の設定根拠)

- ・職場体験、インターンシップなどの体験的な学習活動は、キャリア教育を推進する上で極めて重要な取組の一つであり、学校におけるキャリア教育の充実度を測る上で、それらの実施状況の推移が参考指標になると考えたため。
- ・中学校においては、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付けるため、職場体験等の取組を通してキャリア教育の充実を図る必要があり、すべての学校において取組が行われることが望ましいと考える。平成14年、平成15年の公立中学校における職場体験の実施状況が8割を超えていた(平成14年度：86.9%、平成15年度：88.7%)ことに鑑み、このような指標の設定とした。
- ・高等学校においても、すべての学校においてインターンシップ等の取組が行われることが望ましいと考えるが、平成14年、平成15年の公立全日制高等学校におけるインターンシップの実施状況は5割程度にとどまっており(平成14年度：47.1%、平成15年度：52.2%)、6割を超えることを目標として指標を設定した。

●必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」では、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や体験活動の充実など、「豊かな心」の育成のための施策を行う必要がある。

また、教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)においても、道徳教育の推進、体験活動の推進、勤労観・職業観や知識・技能を育む教育(キャリア教育・職業教育)の推進について、盛り込まれている。

さらに、平成22年5月17日の中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第二次審議経過報告)」では、社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育から高等教育までの体系的な改善・充実が必要であると提言された。

【有効性の観点】

児童生徒が身につける道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」の活用や工夫改善、小・中・高等学校全校校種における体験活動の実施等を行うことは、上記の諸課題を克服し、豊かな心が育成されるうえで有効であると考えられる。

【効率性の観点】

(事業インプット)

豊かな心の育成に必要な経費 2,786百万円(平成21年度予算額)

(主な施策)

- ・道徳教育の総合的推進

1,335百万円

施策目標 2-2 (4)

・ 豊かな体験活動推進事業	1,079百万円
・ キャリア教育推進事業	171百万円
・ 人権教育開発事業	201百万円

(事業アウトプット)

本事業の実施により、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、子どもの意欲や積極性が養われ、豊かな人間性や社会性がはぐくまれることが期待される。

(事業アウトカム)

上記のような諸施策を着実に実施していくことにより、豊かな心を育成することができる。

●施策への反映（フォローアップ）

【予算要求への反映】

評価対象施策の改善、廃止等の見直し

【機構定員要求への反映】

特になし

【具体的な反映内容について】

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少等の中、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱っている傾向があり、小・中学生に「心のノート」を引き続き配布する。また、学校や教育委員会の創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究等を都道府県教育委員会との連携、協力の下に推進する。

また、今日の子どもたちは、少子化、都市化、情報化等の社会の変化により、実体験が不足している状況にあり、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動を始め様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。そのため、指定校において、他校のモデルとなる様々な体験活動を計画的・体系的に推進し、その成果を全国に普及することで、体験活動の円滑な展開に資する。

人権教育については、平成19年度にまとめた第3次とりまとめを踏まえた指導方法の在り方について、引き続き、指定地域や指定校においてモデル的な取組の調査研究を行うとともに、教育委員会や学校における取組の実施状況を検証し、今後の人権教育の推進の在り方を検証するため、調査研究会議を実施する。

キャリア教育については、生涯にわたるキャリア形成の基本となる能力・態度を身につけ、主体的な進路決定をできるようにする取組を推進するため、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として、成果を見込まれるものを採択し、自治体の判断による事業を実施する。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

○事業仕分けについて（平成21年11月）

- ・ 「道徳教育総合支援事業」については、21年度に行われた事業仕分けにもとづき、さらなる統合メニュー化等による予算額の縮減を図りつつ、学校・地域の実情等に応じた積極的で多様な道徳教育を支援することにより、道徳教育のより一層の充実を推進することとなった。
- ・ 「豊かな体験活動推進事業」については、21年度に行われた事業仕分けにもとづき、22年度から国として事業を行わないこととなり、委託事業ではなく、地方公共団体の実施する事業に対する補助事業として実施することとなった。
- ・ 「キャリア教育推進事業」については、21年度に行われた事業仕分けにもとづき、22年度から国として事業を行わないこととなり、自治体等の判断により実施可能として支援することとなった。

○行政事業レビューについて（平成22年7月）

<廃止の上整理統合>

- ・ 青少年体験活動総合プラン

<縮減>

- ・ 道徳教育の総合的推進
- ・ 人権教育開発事業

●具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
「心のノート」活用推進事業（開始：平成14年度 終了：－ 21年度予算額：367百万円）	
児童生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」を小・中学生に配布し、道徳性の育成を図る。	「心のノート」を小・中学生に配布し、道徳性の育成を図った。また、新しい学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、「心のノート」の内容を改善。
道徳教育実践研究事業等（開始：平成20年度 終了：平成一年度 21年度予算額：249百万円）	
各都道府県や学校の創意工夫により、地域人材の参加・協力や体験活動を生かした道徳教育の推進等について実践研究を行う。	事業の指定校数 345校 都道府県教育委員会との連携、協力の下に、体験活動を活かした道徳教育や地域人材の積極的活用等による特色ある道徳教育の推進等について実践研究を行った。
豊かな体験活動推進事業（開始：平成14年度 終了：平成21年度 21年度予算額：1,079百万円）	
児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、他校のモデルとなる体験活動を実施する学校を指定し、様々な体験活動を推進する。	事業の指定校数 349校 本事業の実施により、自然体験活動や社会奉仕体験活動をはじめ、様々な体験活動を支援するとともに、ブロック交流会の開催や自然体験活動の教育効果の評価を取りまとめ、取組の成果を全国に普及した。
人権教育開発事業等（開始：平成9年度 終了：－ 21年度予算額：201百万円）	
基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を促す観点から、「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」等を総合的に実施し、人権教育の開発を進める。	推進地域数 45地域 指定校数 106校 「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」の取組や人権教育の指導方法等に関する調査研究により、学校教育における人権教育の推進が図られた。平成21年度は、同調査研究による「とりまとめ」を踏まえた人権教育の推進に関する教育委員会・学校の取組状況を検証するための調査を実施し、その分析を行った。
高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究【重要対象分野】 （開始：平成19年度 終了：平成21年度 21年度予算額：101百万円） 【平成21年度達成年度到来事業】	
高等学校、特に普通科高校におけるキャリア教育を充実するため、1.高等学校におけるキャリア教育、2.高等学校卒業生及び中退者への各支援の在り方について検討することなどの調査研究を実施する。	指定校：119校（平成21年度） 高等学校におけるキャリア教育を充実するための方策として、校内体制の整備や外部人材の活用などについて、実践的な研究を実施した。 3年間の本事業の実施により、指定校におけるキャリア教育の体制整備や体系的な指導が推進されるなどの効果が得られた。また、外部人材の活用により、地域の企業等の実態を踏まえた進路指導の実施が可能となるなどの効果も得ることができた。
発達段階に応じたキャリア教育支援事業（開始：平成21年度 終了：－ 21年度予算額：55百万円）	
「キャリア教育実践プロジェクト」（平成17年度から平成20年度まで）を通して得た課題に対する解決策（モデルケース）を提示し、普及・定着を図るために、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を実施する。	指定地域：6地域 小・中学校において、それぞれの発達段階に応じた、一貫性のあるキャリア教育を実施するための教育プログラム開発や体制の整備などを実施した。
小学校におけるキャリア教育の指導内容の充実（開始：平成21年度 終了：平成21年度 21年度予算額：15百万円）【平成21年度達成年度到来事業】	

<p>小学校におけるキャリア教育の具体的指導内容・指導方法に関して、①各教科、道徳、総合的な学習の時間などにおける指導との横断的な関連、②職場見学などの体験的学習の事前・事後指導の在り方、③各学年相互間の関連を図った指導の体系化と中学校における指導との一貫性の確保、などを含む指導資料を作成し、全ての小学校に配布する。</p>	<p>小学校におけるキャリア教育推進のための教員向け指導資料を作成し、全国の小学校と教育委員会等に配布した。</p>
---	--

(参考) 関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	20年度予算額	事業概要
—	—	—